

松本町政二期目に向けて

— 就任のご挨拶 —

平成二十年四月から笠置町長に就任させていただき四年が経過、今回の町長選挙におきましては、町民の皆様のご支援とご支持を賜り引き続いて町長職務を務めさせていただくこととなりました。選挙戦では笠置町民、皆様へのサービスの向上、歴史と自然を生かした豊かな郷土を未来へ繋ぐをメインテーマとし、四年間の実績をもって将来への展望を訴えてまいりました。具体的には、



初登庁で職員から花束を受け取る松本町長

① 行政運営

社会的に弱い立場の人を支え心温まる町政を進めます。また、行政の改革の推進と相楽東部広域連合と協議を進め更なる効率化を進めたいと考えます。

② 福祉の充実

高齢化が更に進む笠置町では、福祉事業、福祉医療の充実を図ります。また、高齢者へのいこいの館の「無料入浴券」鉄道運賃助成を引き続き進めてまいります。

③ 産業の振興

歴史と自然豊かな笠置を全国に発信し、観光客の誘致に努めます。荒廃、

遊休農地の有効利用、更にふるさと産品の開発、土産物の開発に努めて参ります。

④ 子育て支援・教育

子どもたちの健康を守るための医療費の軽減を行ない教育の充実に努めます。

⑤ 環境

CO₂の削減および地域経済の好循環を目指した低炭素事業（環境省）、緑の分権改革（総務省）の平成二十四年以降の事業化を目指します。また、笠置町の自然、木津川、小河川の水質の改善、保全に努めます。

⑥ 町の活性化

若者が定住できる魅力ある町づくりに努めます。

以上、私のお約束を一つひとつ実現できるよう、最善の努力をしております。住民の皆様方のご意見をよくお聞きしながら議員各位との連携を更に強く、京都府とも密接な関係を構築しながら、住民の皆様のご期待に添えるよう全力を傾注いたします。変わらぬ、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。



待ちに待った成人式

三月二十四日、お年寄り世代で成人式ができなかった人たちが集まり「待ちに待った成人式」が笠置町産業振興会館で開かれました。この催しは、住民有志の会「笠置活性化プロジェクトチーム」が、当時成人式が催されなかった七十七歳以上の人たちを対象に呼びかけたもので、町内外から九十六人が出席しました。会場は晴れ着に身を包んだお年寄りが多く、晴れやかな雰囲気になりました。

式典では、昔懐かしい笠置の風景が映し出され、琴の演奏やなぎなたの演武など賑やかな催しを行いました。最後にボランティアのくす玉作りが続き、会場から大きな拍手が起きました。まさに成人式出で、お祝いさすれ



さくらまつり

四月一日、笠置さくらまつりが産業振興会館前広場で開かれました。春とは名ばかりの寒い日が続き、今年の開花は遅くつぼみが膨らむ程度でお祭りを迎えました。そんな中、列車から降りた観光客らが、商工会が販売するきじ釜めしや、朝掘りのタケノコなどに群がり賑わいを見せていました。また、ステージでは、城陽市のアコースティックバンド「ひょうたん島」が春にちなんだ音楽を演奏し、観客も一緒に歌うなど楽しんでいました。

平成24年度 人権・行政相談

日 程	時 間	場 所
5月15日(火)	午後1時00分 ～午後4時	笠置会館
6月19日(火)		笠置町役場
7月17日(火)		笠置会館
8月21日(火)		笠置町産業振興会館
9月18日(火)		笠置会館
10月16日(火)		笠置町産業振興会館
11月20日(火)		笠置町役場
12月18日(火)		笠置町産業振興会館
1月15日(火)		笠置会館
2月19日(火)		笠置町産業振興会館
3月19日(火)		笠置会館

【人権相談】 相談員：笠置町人権擁護委員
相談内容：差別、いやがらせ、名誉、信用の侵害、子供・高齢者の虐待、家庭内のもめごとなど

【行政相談】 相談員：笠置町行政相談委員
相談内容：国などの行政施策に関する苦情や意見、要望など

*どちらの相談も事前の申込みは必要ありませんので、直接会場へお越しください。

*相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

【お問合せ】 TEL 95-2301
●人権相談については住民課 ●行政相談については総務財政課

巡る・市町村再発見

三月二十八日、「巡る・市町村再発見コース研修」として京都市内の高齢者グループ「スカイセーター」の四十五人が笠置のこの館で研修を行いました。町職員が笠置町の概要説明と観光PRを行ったあと、笠置山を深



人事異動

【新規採用】▷住民課保健師 楠瀬裕子
【退職者】▷住民課保健師 生島益子 ▷住民課主事 塚本香代

新教育委員のご紹介

新たに異智寿代さん(笠置町)と木村宣さん(南山城村)が四月一日から教育委員に就任されました。



異智寿代 委員



木村 宣 委員

【教育委員会の構成】

委員(教育長)	委員	委員	同職務代理者	委員長
西本吉生	木村宣	巽智寿代	中井 薫	井戸野 佐知子

就学援助費制度のお知らせ

教育委員会では、児童生徒を小中学校に通学させるにあたり、経済的な理由等によって学習に必要な文房具や靴などの購入に困っておられる保護者に対して、その費用の一部を援助する事業を行っています。

くわしくは、小学校又は中学校の担任の先生に相談されるか教育委員会事務局までご連絡ください。

対象費用

- ① 学用品費等(限度額があります)
学用品費・通学用品費(1年生を除く)・校外活動費・新入学児童生徒学用品費(1年生のみ)・修学旅行費・スキー学習費(中学校のみ)・体育実技用具費(中学校のみ)・クラブ活動費・生徒会費・PTA会費
- ② 学校給食費
- ③ 医療費(通学する学校で、医療券の申請が必要です)
対象病名：トラコーマ・結膜炎・慢性副鼻腔炎・中耳炎・寄生虫病など

対象者

- 申請時において、次のアからケに該当する世帯
- ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止を受けた世帯
 - イ 市町村民税が非課税又は減免されている世帯
 - ウ 個人事業税が減免されている世帯
 - エ 固定資産税が減免されている世帯
 - オ 国民年金保険料が減免されている世帯
 - カ 国民健康保険料が減免されている世帯
 - キ 児童扶養手当を受給している世帯
 - ク 世帯更生資金貸付制度による貸付を受けている世帯
 - ケ 学校長又は民生(児童)委員が特に援助が必要と認める世帯



申請方法

希望者は、申請書に必要事項を記入・押印のうえ、児童生徒の通学している学校又は教育委員会へ提出してください。郵送での提出は不可です。

問合せ先

相楽東部広域連合教育委員会事務局 TEL 0774-78-4335